破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６６５８号
千葉県船橋市前原西６丁目１－９棟201、開始決定時の住所千葉県船橋市前原西４丁目31－２－525
破産者　島崎　　昇
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０５１号
神奈川県横浜市旭区市沢町734―102
破産者　三枝　孝憲
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６６２号
埼玉県川越市旭町２丁目１番７号
破産者　株式会社Ｓｔｅｆａｎｙ
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７７３号
東京都目黒区緑が丘１丁目17番24号
破産者　株式会社環建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７７４号
東京都目黒区緑が丘１丁目17―24
破産者　赤羽　輝臣
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９６８号
東京都渋谷区渋谷３丁目６番２号　第２矢木ビル４階
破産者　株式会社鼎設計事務所
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８５１号
東京都八王子市大塚1472番地４
破産者　株式会社エターナルカンパニー
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８５２号
東京都八王子市東中野1413―１―201
破産者　佐藤　隆之
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８９９号
東京都足立区西新井４丁目25―24―101、開始決定時の住所東京都足立区鹿浜８丁目６―10―311
破産者　打越　広志
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０９５９号
東京都練馬区南大泉６丁目22―16―501
破産者　鹿島　　徹
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２１１号
埼玉県越谷市大字袋山1459―１―214
破産者　山田みどり
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１６２５号
東京都中央区八重洲１丁目３番19号
破産者　株式会社マクセル・アド・エージェンシー
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８３号
神奈川県平塚市広川339番地３
破産者　株式会社リビング湘南
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８４号
神奈川県秦野市室町８―10　メロンハイツ２号
破産者　鈴木二三夫
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０６号
東京都港区南青山１丁目10番２号　ＭＡ南青山ビル
破産者　財団法人店舗システム協会
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１８号
東京都千代田区神田淡路町２丁目４番地
破産者　株式会社マイクロ印刷
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１９号
神奈川県鎌倉市岡本１－３―28―306、住民票上の住所神奈川県鎌倉市稲村ガ崎４丁目９―21
破産者　薄田重千代
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２１号
東京都町田市本町田3258番地63
破産者　有限会社グローアップ
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２２号
東京都町田市本町田3258―63
破産者　石切山　実
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５２号
東京都練馬区下石神井２丁目36番23号
破産者　佐々木重機工事株式会社
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５４号
東京都葛飾区立石６丁目29番17号
破産者　株式会社大遠建設
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部